

交通安全サポート事業所等制度実施要領

1 制度の趣旨

この制度は、県民の交通安全を確保するため、自主的に活動されている事業所や団体（以下「サポート事業所等」という。）を登録して、交通安全の輪を大きく広げ、活動の厚みを増すことにより、滋賀県交通安全計画の基本理念である「交通事故のない滋賀」を目指すものである。

2 名称

制度の名称は、『交通安全サポート事業所等制度』とする。

3 自主的な活動

自主的な活動とは、別紙に示す活動の具体例のうち、いずれかの項目に該当し、県民の交通安全を確保するために広く行う広報や啓発活動をいう。

4 サポート事業所等の要件

サポート事業所等は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 県民のための交通安全活動を継続的に実施すること。
- (2) 県、市、町、警察をはじめ地域の関係機関や住民と連携を密にすること。
- (3) 随時、自主的な活動について、滋賀県交通対策協議会に報告すること。

5 サポート事業所等の活動公表等

滋賀県交通対策協議会は、登録のサポート事業所等に対して次の支援を行う。

- (1) 交通安全に関する情報を提供する。
- (2) 社内教育等に必要な講師の紹介、教育資材の貸出し等を支援する。
- (3) 滋賀県のホームページや各種広報媒体で活動内容を県民に紹介する。
- (4) 自社の製品や印刷物、看板等に「交通安全サポート事業所」等の表示ができる。
- (5) サポート事業所等から名入り啓発品の提供があった場合、県民総ぐるみ運動で使用する。
- (6) 優秀な活動を実施したサポート事業所等を表彰する。
- (7) 交通安全推進大会等の機会において、活動事例を発表、紹介する。

6 登録の解消

サポート事業所等が、この要領にそぐわなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

7 事務局

サポート事業所等の登録、支援、表彰など必要な事務は、土木交通部道路保全課において行う。

自主的な活動の具体例

1 高齢者および子どもの交通事故防止

- (1) 誰でも参加できる交通安全講習会の開催
- (2) 高齢者および子どもの交通安全のための啓発活動の実施
- (3) 通学路・生活道路等における交通立番、保護誘導活動、危険箇所の点検等の実施
- (4) 高齢者居住の家庭に対する訪問指導活動の推進
- (5) 運転免許証自主返納高齢者支援制度を支援する施策の実施

2 歩行者および自転車の安全確保

- (1) 歩行者・自転車利用者に対する反射材活用の促進
- (2) 令和4年11月に改定された新たな自転車安全利用五則の周知
- (3) 街頭における交通立番など保護誘導活動の実施
- (4) 自転車の安全点検・整備の促進（TSマークの普及）
- (5) 自転車の損害賠償保険・共済の加入義務の周知と加入促進
- (6) 全ての世代に対する自転車乗用時におけるヘルメット着用の推進
- (7) 歩行中、自転車乗用中における携帯電話等の使用による危険性の周知と指導

3 生活道路および交差点における安全確保

- (1) 生活道路等における交通危険箇所の点検・整備の実施
- (2) 「ゾーン30」における車両の走行速度抑制の呼びかけ
- (3) 交差点における交通立番など保護誘導活動の実施
- (4) 交差点での信号遵守、一時停止、安全確認を徹底する広報啓発活動の実施
- (5) 交差点での「止まる・見る・待つ」の呼びかけ

4 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 全席シートベルト着用とチャイルドシート使用の広報・啓発活動の実施
- (2) シートベルト着用を促す実践型交通安全講習会の実施
- (3) チャイルドシート使用を促す実践型交通安全講習会の実施

5 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

- (1) 飲酒運転、妨害運転等の危険性の認識を深めるための広報啓発活動の実施
- (2) 「飲酒運転、妨害運転等をしない、させない、許さない」環境づくり
- (3) 「ハンドルキーパー運動」の展開
- (4) 酒類提供飲食店などにおける運転者への酒類提供禁止の徹底

6 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と反射材の普及

- (1) 歩行者・自転車利用者への反射材の普及・活用の促進
- (2) 夕暮れ時や夜間の危険性について理解を深める実践型交通安全講習会の実施
- (3) 「前照灯早め点灯運動」への参加を促す広報・啓発活動の実施
- (4) 自動車運転者への夜間走行時における前照灯の基本（ハイビーム点灯）に関する広報啓発活動とこまめな前照灯切替えの推奨
- (5) 自動車運転者への前方注視・安全確認を促す広報啓発活動の実施